

公益社団法人奈良県労働基準協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって事業の目的を達成するために従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県内で労働災害防止に関する事業を行い、働く人の労働衛生・健康確保を図り、労働基準法及び関係法令の普及啓発、労働条件の確保・改善、労働者の福祉の増進及び快適な労働環境の促進並びに産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労働災害防止及び労働衛生等に関する研修会等の実施、普及啓発及び相談助言に関すること。
- (2) 労働基準法等関係法令及び労働条件の確保・改善に関する研修会等の実施、普及啓発及び相談助言に関すること。
- (3) 労働安全衛生法及び関係法令等に定める資格付与に関すること。
- (4) 国又は地方公共団体からの受託事業の推進に関すること。
- (5) 労働災害防止、労働衛生及び労働条件の確保・改善等の普及啓発のための図書の出版及び用品の販売に関すること。
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 理事会において別に定めるところにより、賛助会費その他の方法によって、この法人を援助する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該正会員に対しその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、正会員を除名したときは、除名した正会員に対しその旨を通知しなければならない。

(正会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の入会の基準及び正会員の経費の負担の額
- (2) 正会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増額計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の決定
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内の間に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が総会の議長となる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 正会員が代理人によってその議決権を行使する場合における、前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 35 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、会長以外の理事から 4 名以内を副会長、1 名を専務理事とし、必要がある場合には理事のうち 1 名を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 第 1 項の規定にかかわらず、増員により選任された理事の任期は、他の在任中の理事の任期の残存期間とする。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 27 条 会長は、理事会の承認を得て 2 名以内の顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

3 顧問の任期は、会長が理事会の承認を得て定める。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の設置等)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、同法第113条の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を充たしたときは、監事が当該提案について異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、前項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、同項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号に規定する書類に記載するものとする。

2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配制限)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（会長）は中村憲児、業務執行理事（専務理事）は榎本雅一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 令和 5 年 6 月 9 日 変更

第 24 条 5 「第 1 項の規定にかかわらず、増員により選任された理事の任期は、他の在任中の理事の任期の残存期間とする。」を新設。

5 令和 6 年 6 月 12 日 変更

第 38 条 2 「特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。」を新設。